

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

全国では多重債務に苦しむ人が200万人にも及ぶと推測され、自己破産・夜逃げ・一家離散・校内暴力・自殺・強盗や殺人等の犯罪といった社会問題を引き起こす一因とも考えられています。また、平成17年における金融広報中央委員会の調査では、「貯蓄を保有していない世帯」の比率が全体の23.8%を占め、余裕資金のない中で、突発的な出資に対応するために高金利の貸金業者を利用した世帯では、返済に窮するだけでなく、子供の学費や税金、社会保険料等の滞納が常態化しています。

このような状況のもとで、平成19年1月には出資法の上限金利を見直す時期を迎え、国においては、貸金業規制法第43条の存続意義がなくなった今、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制など、下記のとおり法改正を行うよう強く要望するものです。

記

- 1 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること
- 2 貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること
- 3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年7月6日

田 辺 市 議 会

(提 出 先)

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

法 務 大 臣

内閣府特命担当大臣（金融・経済財政政策）

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長